

明治の森コミュニティ（多目的スペース） 利用ガイドライン

道の駅「明治の森・黒磯」青木ふるさと物産センター内の明治の森コミュニティ（多目的スペース）の利用に際しては、「那須塩原市青木ふるさと物産センター条例」及び「那須塩原市青木ふるさと物産センター条例施行規則」に基づき施設等の利用を許可するものです。

1 利用の申込み・利用手順

① 予約（電話または道の駅明治の森・黒磯インフォメーション窓口にて）

- ・利用希望日時、利用人数
- ・利用目的
- ・申請者名、連絡先

上記をお伝えいただき、予約の空きがある場合は予約を受付けます。

ただし、利用目的によっては予約を受付できない場合がありますのでご了承ください。

※申請日が属する月を含め3か月先まで予約可能です。

例1) 10月15日であれば、12月31日まで（10・11・12月）の申請が可能

例2) 1月15日に利用したい場合は、11月1日から申請が可能

② 利用許可申請書の提出（利用希望日の7日前までに明治の森・黒磯窓口へ）

- ・受付時間
夏季（3月～11月）8時30分～17時00分
冬季（12月～2月）8時30分～16時30分

③ 利用許可（不許可）決定通知書の交付

④ 施設利用

- ・許可条件、注意事項を遵守のうえ、ご利用をお願いします。

⑤ 施設利用終了・現状復帰

⑥ 使用料納入（明治の森・黒磯窓口）

- ・使用料のお支払いは、現金のみとなります。
- ・電子マネー、カード払い等はできませんのでご了承ください。

2 利用可能時間・休館日

- ・利用可能時間（準備、片付けの作業時間含む）
夏季（3月～11月）8時30分～17時00分
冬季（12月～2月）8時30分～16時30分
- ・休館日
1月1日
第三火曜日（3月～11月）※8月無休
毎週火曜日（12月～2月）※8月無休

3 利用料金

- ・ 時間額 600 円（1 時間あたり）
- ・ 日額 5,100 円（3 月 1 日から 11 月 30 日までの間に 1 日単位で利用する場合）
- ・ 日額 4,800 円（12 月 1 日から 2 月末日までの間に 1 日単位で利用する場合）

4 収容人数・設備等

- ・ 利用可能人数 約 40 名
 - ・ 貸出可能な備品
プロジェクター、音響設備・マイク、テーブル、椅子、IHヒーター、水道 など
（別添 備品一覧参照）
- ※使用した備品等については、元の位置に片づけていただくようお願いいたします。
利用者の過失により施設の建物又は備品が損傷した場合には、実費修理費を支払
いいただきますのでご了承をお願いします。

5 その他

- 1 利用許可申請書にあたり、補足資料提出を求める場合があります。
- 2 法令等により事前に届出が必要となる目的の利用については、各種届出等に係る書類
や許可証の写しを提出してください。（例 保健所への届出 など）
- 3 利用者名の欄は、個人の場合は申請者の氏名、団体・法人等の場合は、団体・法人名
と利用申請者の氏名を記入してください（団体・法人名のみとしない。また、姓のみ
とせず氏名を記入する）。
- 4 以下に該当する場合は、許可を行うことが出来ません。
 - ・ 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき
 - ・ 施設又は設備を汚損し、毀損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき
 - ・ その他施設等の管理運営上適当でないと認めるとき

6 問い合わせ先

道の駅「明治の森・黒磯」 指定管理者

株式会社 明治の森市場

〒325-0103 栃木県那須塩原市青木 2 7 番地

TEL 0287-63-0399

FAX 0287-60-1377

MAIL info@meijinomori.jp